

# 政治活動用立札及び看板の証票について

## 1 政治活動用立札及び看板の類

### (1) 規格・設置場所等

- ・ 縦 150cm、横 40cm を越えないもの（足がついているものは足の部分を含める）
- ・ 構造上からみて立札・看板と認められないもの（三角柱状のもの、あんどん型のもの）は掲示できない
- ・ **設置する場所は「事務所」なので道路端・農地・駐車場などに適当に置くことはできない**
- ・ 同じ場所には2つ以内とする
- ・ 両面使用の場合は2つと数える

### (2) 掲載内容等

- ・ 選挙運動にわたるものであってはならない  
(スローガンを書き込む場合は選挙運動と見なされないものに限る)
- 例：△△党公認〇〇〇〇、衆議院議員候補者〇〇〇〇などの記載  
投票を依頼するキャッチフレーズなど
- ・ 選挙運動期間中に新たに掲示することはできない→証票交付事務もできない  
(特に候補者等の氏名等を冠した後援団体)

### (3) 有効期限

4年間(平成22年1月1日～平成26年12月31日)

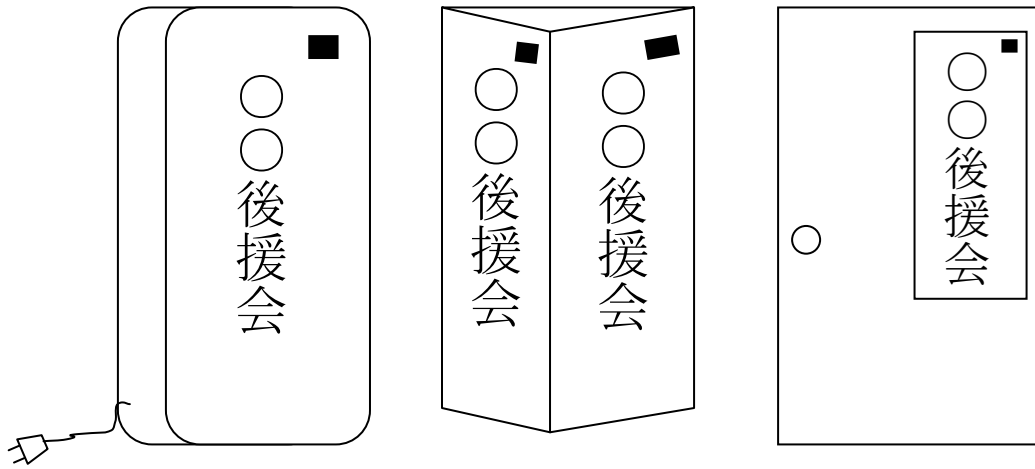
## 2 証票の枚数

同一の公職の候補者等に係る後援団体すべてを通じ総量を規制  
交付できる証票の枚数

選挙の種類		候補者	後援団体	交付団体
衆議院	小選挙区	10	15	県選管
参議院	選挙区	14	21	
群馬県知事		14	21	
群馬県議会		6	6	
市	長	6	6	市町村選管
	議会議員	6	6	
町村	長	4	4	
	議会議員	4	4	

○立札・看板の使用（例）

(1) 立札・看板の定義に関するもの（×印は違反となるもの）



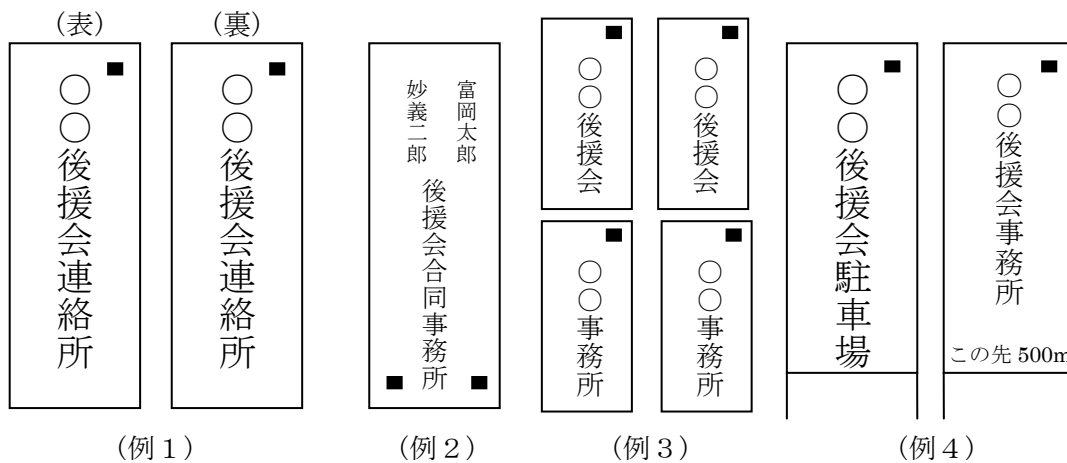
(例1)

(例2)

(例3)

- (例1) × 中に電気を通じたもの等、あんどん、ちょうちんの類と認められるものは使用できない。
- (例2) × 板を3枚組み合わせて、三角柱状にしたものは、広告塔と認められ使用できない。
- (例2) ○ 扉に直接記載したもので、規格内の看板としての区分が明確であれば使用できる。

(2) 立札・看板の類及び掲示場所に関するもの（×印は違反となるもの）



(例1)

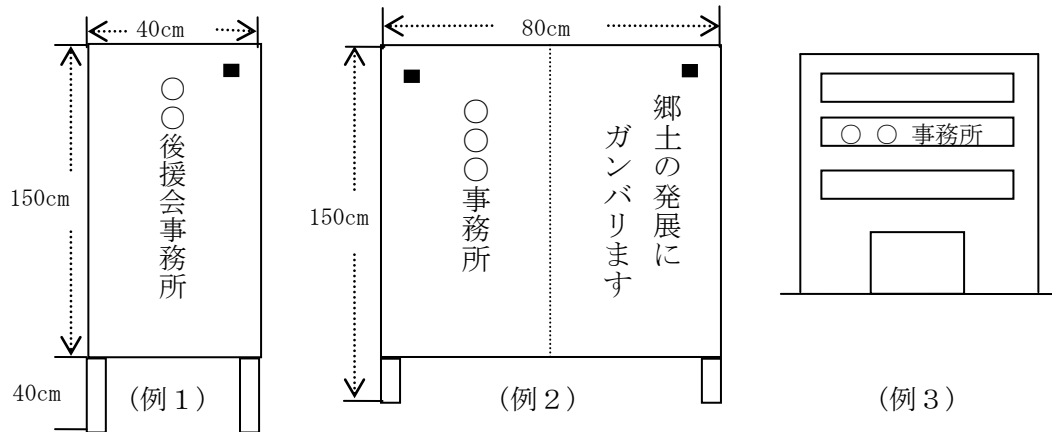
(例2)

(例3)

(例4)

- (例1) ○ 表裏両面を使用する場合は、2枚と計算される。したがって、表示（証票）はそれぞれ貼付しなければならない。
- (例2) ○ 異なる後援団体が、1枚の看板を共同使用した場合は、それぞれの団体について1枚の看板を使用しているものとする。
- (例3) ○ 同一の場所に2以上の事務所がある場合は、それぞれ事務所としての実態を有する限り、各2枚の立札・看板の類を掲示することができる。
- (例4) × 記載内容、大きさ、使用の態様からみて、後援団体の政治活動のために用いられていると認められる場合には掲示できない。なお、場合によっては、法第129条、第146条に抵触することもある。

(3) 立札・看板等の規格に関するもの (×印は違反となるもの)



- (例1) × 立札・看板の寸法は、立札等と一体となった全体の寸法で計る。  
立札に足を付けた場合は、この足の部分も算入される。
- (例2) × 2枚の看板を合わせて使用する場合でも、これが一体となって一枚の看板の実態を有するときは、たとえ証票を2枚貼付したものであっても、規格の制限に違反することとなる。
- (例3) × 窓ガラスに紙、テープ等で表示したものは、これが窓ガラスと一体となる場合は、看板に関する規定の適用をうける。